

健 第 1486 号
令和2年2月17日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について
(依頼)

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課及び健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知をお願いします。

岡山県保健福祉部健康推進課 感染症対策班 日笠、村上 TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置を依頼し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化をお願いしているところです。

国内発症例については積極的疫学的調査を行っているところですが、ここ数日報告された国内発症例については、今後も更なる調査を進める予定ではあるものの、現時点では感染経路が判明していない事例もあり、国内の感染状況はこれまでとは異なる状況になっています。医学的・科学的な評価については専門家の判断が必要であり、早急に評価を依頼しております。その評価を踏まえて、今後、対応が必要との判断に至った場合には別途要請を行う予定ではあるものの、まずは、今後増加が見込まれる「帰国者・接触者相談センター」へ相談する方や「帰国者・接触者外来」の受診が必要な方に即座に対応できるよう、「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

症状の出現や急変があった場合に、住民の方がいつでも即座に相談できるよう、「帰国者・接触者相談センター」を 24 時間対応可能とすること。その際、夜間・土日は都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるため、貴管下の市区町村の状況に応じて適切に対応すること。

また、住民の方がいつでも「帰国者・接触者相談センター」に相談できることを、

市区町村や関係団体と協力しながら、広く周知を行うこと。その際、時間によって窓口や電話番号が異なる場合は、その点を明確に周知すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

「帰国者・接触者外来」については、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置を依頼していたが、2月14日時点で全国で663箇所、ほぼすべての二次医療圏で1箇所以上「帰国者・接触者外来」を設置したと報告を受けている。今後は、受診者の増加に対応できるよう平成21年の新型インフルエンザ対応時と同水準の設置件数（発熱外来は全国で約800箇所設置）を目途に、各都道府県において「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加に努めること。

3. 「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づき、引き続き報告を行うこと。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において、速やかに体制整備を行っていただくようお願いをしているところです。本日、全ての都道府県から「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置が完了したとの報告を受領しております。早急に御対応いただきまして感謝申し上げます。

本日（2 月 13 日）、神奈川県から、新型コロナウイルスに関連し、死亡した症例の報告がありました。今回の事例は、国内で、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が確認された 27 例目に当たります。本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

この報告をきっかけとして、今後、国民の方の不安が増すとともに医療提供体制の更なる強化を求められることになると考えられるため、貴職におかれましては、下記のとおり「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化を行っていただきますようお願いいたします。なお、「帰国者・接触者相談センター」の体制強化に当たっての支援については、別途御連絡する予定です。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

今後、住民の方から「帰国者・接触者相談センター」への相談が増加する可能性を踏まえ、まずは住民の方への「帰国者・接触者相談センター」の更なる周知に取り組むこと。厚生労働省のホームページで全都道府県の帰国者・接触者相談センターの周知を行っており、各都道府県で使用していただけるチラシのフォーマットも参考として送付するため、適宜ご活用していただきたい。

また、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、「帰国者・接触者相談センター」を設置する施設の増加、「帰国者・接触者相談センター」の十分な人

員及び電話回線数の確保並びに対応時間の拡充に努めること。

対応時間を設定している場合には、対応時間を周知徹底するとともに、「帰国者・接触者相談センター」の対応時間外であっても、緊急時等に連絡が取れる体制を整えること。

さらに、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであるため、今後、相談件数が増加した場合を踏まえて「帰国者・接触者相談センター」と「一般電話相談窓口」の役割の違いを明確に周知し、役割に応じて住民の方が適切な窓口で相談できようように留意すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

今後、「帰国者・接触者外来」を受診する方が増加する可能性を踏まえ、貴都道府県内の医療機関や関係団体とも調整の上、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加並びに既に設置されている「帰国者・接触者外来」の体制強化及び設備整備に努めること。

3. その他

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」で新型コロナウイルス感染症の疑い例の対応をする際には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日付け健感発0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に留意すること。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置について依頼させていただいているところですが、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等について、以下のとおり御報告いただくようお願いいたします。

記

1. 「帰国者・接触者外来」について

(1) 「帰国者・接触者外来」の設置状況

- ①報告内容 「帰国者・接触者外来」を設置した医療機関名、住所
- ②報告時期 「帰国者・接触者外来」を設置した際その都度
また、設置に係る検討状況を2月4日（火）、2月7日（金）時点で御報告下さい。

(2) 「帰国者・接触者外来」の受診者数等

- ①報告内容 1日分の「帰国者・接触者外来」の受診者数等
（「帰国者・接触者相談センター」からの紹介患者の診療を開始した日以降の実績に限る。）
- ②報告時期 翌日14時まで
- ③報告様式 別添1

2. 「帰国者・接触者相談センター」について

(1) 「帰国者・接触者相談センター」の設置状況

- ①報告内容 「帰国者・接触者相談センター」の設置場所
- ②報告時期 「帰国者・接触者相談センター」を設置した際その都度
また、設置に係る検討状況を2月4日（火）、2月7日（金）時点で御報告下さい。

(2) 「帰国者・接触者相談センター」の相談件数等

- ①報告内容 1日分の「帰国者・接触者相談センター」の相談件数等
- ②報告時期 翌日14時まで
- ③報告様式 別添2

3. 留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の実績等もまとめて報告すること。
- 報告時のメールの標題は以下のとおりとすること。（北海道の例）
 - 1 (1) 「【01 北海道〇月〇日】 外来設置状況」
 - 1 (2) 「【01 北海道〇月〇日】 外来受診者数」
 - 2 (1) 「【01 北海道〇月〇日】 センター設置状況」
 - 2 (2) 「【01 北海道〇月〇日】 センター相談件数」

4. 提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部 医療提供体制班」 宛
メールアドレス corona-iryoku@mhlw.go.jp